



国労西日本

国労西日本本部

NO. 270

発行責任者 森田 文一
編集責任者 片岡 有宏

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に



西日本会社

シニア・シニアリーダー社員及び
契約社員の賃金・勤務制度の改正を提案

一部前進 シニア基本給増、乗務員手当等の増額

格差について合理的な説明が必要

10月10日、西日本会社からシニア・シニアリーダー社員及び契約社員の賃金・勤務制度の改正について提案があった。

今回の提案ではシニアは定年退職時年収の6割程度の水準としているが、現在は5割程度なので1割の増額となる。シニア社員については基本給アップとなっているが、契約社員とシニアリーダー社員については、



「もともとシニアリーダー社員は定年退職時年収の6割程度となっており、契約社員については5年間転勤がなく、ライフスタイルに変化はないため、ともに基本給アップは考えていないが、精励手当、精勤手当、祝日手当は増としている。

『働き方改革法』改正で年休を最低でも5日以上取得していない場合、年休を指定する義務があり、起算日について別途提案をした。病気休職等の休職後、更新時期を迎えた場合は、休職期間は当該雇用契約期間内で、更新についてはケースバイケースとなる。」との内容であった。

最高裁での判例では長澤運輸事件における定年退職時収入の2割程度の減については不合理ではないとしている。当社では4割減となるのは、期末手当が社員とは違い、精勤手当で20万円程度となっていることが大きな格差となる。有期契約と無期契約社員との格差について、参議院付帯決議に基づき合理的な説明が必要だ。基本給についてこれまで職種によって格差がつけられていたが、職種による差はなくなり、別に特殊勤務手当など手当の一部が付くようになることは一定の要求の前進と見ている。別途、申し入れを行う。

提案要旨

いわゆる「同一労働同一賃金」の法制化を踏まえ、働きがいと生産性の向上を期して、シニア社員、シニアリーダー社員及び契約社員における賃金・勤務制度等を以下のとおり改正する。

1 制度改正に当たっての基本的な考え方

当社では、高齢者雇用安定法の改正に伴い2006年からシニア社員、円滑な世代交代と技術継承を目的として2015年からシニアリーダー社員の再雇用制度を運用してきた。また、効果的な業務執行体制構築のため、2003年から駅等において契約社員制度を運用してきた。これらの制度は、これまで労使協議を積み重ね改善を図ってきた制度であり、一定の合理性を有していると考えている。一方、昨今の堅調な景気動向の中、労働力確保の困難性が高まってきており、さらに当社では引き続き

大量退職が続くことから、シニア社員、シニアリーダー社員（以下、「シニア社員等」という。）及び契約社員における人財の確保とさらなる生産性向上が重要であると考えている。合わせて、有期雇用社員と無期雇用社員との労働条件に格差があることを認めつつ、その格差についての合理的な説明を求める、いわゆる「同一労働同一賃金」の法制化が2020年4月に控えている。再雇用制度及び契約社員制度の改正を実施する。

2 制度改正の内容

① シニア社員等

現在、特殊勤務手当等は、基本給の中に含めて一律支払っているが、勤務形態や従事する業務に応じて賃金が支払われるように、基本給と切り分けて必要な特殊勤務手当等を社員同様に支払うように改正を図る。

精励手当の増額等を行い、定年退職時年収の6割程度の水準となるように改正を図る。

勤務・休職等の制度の一部改正を図る。

② 契約社員

従事する業務や勤務形態に応じて賃金が支払われるように必要な各種手当類を

西日本組織拡大交流会

日時 2018年12月1日(土)13時～

場所 国労大阪会館2F会議室

対象者 JR採用組合員等



社員同様に支払うように改正を図るとともに、精勤手当の増額を図る。勤務・休職等の一部改正を図る。

3 制度改正時期

2019年8月1日以降準備出来次第

4 シニア社員賃金

賃金体系
賃金は、シニア基本給、職務手当、通勤手当、エリア内出向手当、特殊勤務手当（復旧警備作業手当）

雇用種別	勤務地区	シニア基本給
		(フルタイムの場合)
一般	東京	297,600円
	京阪神	284,890円
	その他地域	270,590円

シニア基本給（フルタイム以外）

雇用種別	勤務地区	ハーフ日数	ハーフ時間
		(年間所定労働日数がフルタイムより少ない場合)	(1日平均労働時間がフルタイムより少ない場合)
一般	東京	176,630円	186,870円
	京阪神	169,090円	178,890円
	その他地域	160,600円	169,910円

当、深夜勤務等手当、夜間看護等手当、乗務員手当、団体添乗手当、災害等特別出勤手当及び瑞風勤務手当、割増賃金、日直・宿直手当、精励手当、特別精励手当及び満了給付金

賃金計算期間及び支払日

賃金のうち、シニア基本給、該当する職務手当、通勤手当及びエリア内出向手当は、毎月25日にその月分を支払い、該当する職務手当、特殊勤務手当、割増賃金及び日直・宿直手当は、その月分を翌月25日に支払う。

職務手当

シニア職務加算を廃止し、職務手当を新設する。月間の該当する勤務回数に1回当り支払額を乗じて得た額を支払う。

エリア内出向手当

エリア内出向手当を新設。具体的な取扱いは、労働協約第229条の定めを準用する。

特殊勤務手当

(月額3000円)
緊急呼出金を廃止。特殊勤務手当として、復旧警備作業手当、深夜勤務等手当、夜間看護等手当、乗務員手当(A・B・C加給)、災

害等特別出勤手当及び瑞風勤務手当を新設。

割増賃金

- ① 割増賃金の算式変更における1時間当り賃金額
- ② 勤務割により祝日等に勤務した場合、1時間当り単価に35/100を乗じる。
- ③ 特殊勤務手当の割増
- ④ 勤務単位の職務手当の割増

精励手当

シニア特別精励手当・精励手当

勤務日数区分	基準額
50日以上 75日未満	100,000円
75日以上 100日未満	150,000円
100日以上	200,000円

契約社員の勤務等一部改正について

1 賃金

賃金は、基本賃金、通勤手当、特殊勤務手当(深夜勤務等手当、夜間看護等手当)及び災害等特別出勤手当、割増賃金、日直・宿直手当及び精励手当。

精励手当

契約社員精励手当

勤務日数区分	1年未満	1年以上
50日以上75日未満	75,000円	100,000円
75日以上100日未満	112,500円	150,000円
100日以上	150,000円	200,000円

特殊勤務手当

緊急呼出金を廃止、特殊勤務手当として、深夜勤務等手当、夜間看護等手当及び、災害等特別出勤手当を新設。

割増賃金

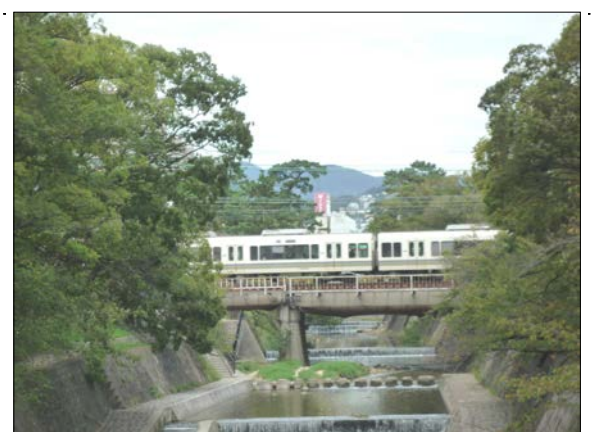
- ① 祝日等に勤務した場合の取扱い

祝日等勤務加算を廃止。勤務割により祝日等に勤務した場合、支払額は1時間当りの単価に35/100を乗じた額(正規の勤務時間内に限る)

2 期間の定めのない雇用の契約に転換した契約社員の勤務等の取扱い

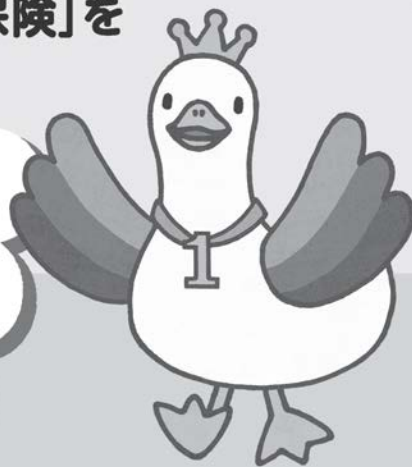
契約社員就業規則第8条

の2の2の第2項を次の通り改める。
前項の定年(60才)に達して会社を退職した契約社員で、本人が希望する場合、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項第2号に基づき、契約社員として再雇用を行う。ただし契約期間の限度は定年退職日の翌日から5年間とする。



これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

NEW/ 生きるためのがん保険 Days 1



アフラックはがん保険契約件数 No.1
平成29年版「インシュアランス生命保険統計」

NEW/ 女性特有のがんにも手厚い 生きるためのがん保険 Days 1

NEW/ あなたの保険を最新化 生きるためのがん保険 Days 1 プラス

すでにアフラックのがん保険にご契約の皆様へ

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック
東京第二法人営業部
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19F
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658

AF広宣課-2017-5036 1月12日